

粉じん計較正基準適合性確認について

1. 粉じん計較正基準適合性確認とは

公益社団法人日本作業環境測定協会は、粉じん濃度測定のための相対濃度指示方式による測定機器（以下「粉じん計」という。）について、粉じん障害防止規則第26条第3項に基づく登録較正機関として国が定めた較正基準に基づき較正を実施しております。

粉じん計較正基準適合性確認は、新規に開発されてこれから販売される新型の粉じん計や、すでに市場に供給されているがこれまで当該較正を受けたことが無かった粉じん計について、これから当該較正を受けようとする前に、主として当該粉じん計製造メーカーが粉じん計較正基準適合性確認申請者となり、当該粉じん計の仕様や性能が国の定める粉じん計較正基準に適合するかどうかを事前に確認することにより、較正の円滑な実施を確保するとともに、当該粉じん計の使用者であり、かつ、粉じん計較正申請者となる者、いわゆるユーザーの利便性を確保することを主たる目的として、当協会が較正申請を受け入れる前提で較正基準適合性確認試験を行うこととしております。

2. 粉じん計較正基準適合性確認の申請の手続きから当該粉じん計の粉じん計較正基準適合性確認結果の通知等についての流れ

当協会は粉じん計較正基準適合性確認規程に基づき次のとおり当該適合性確認を実施しております。申請から結果通知までの期間はおよそ3週間（土日祝日等の休業期間を除く）程度の時間を頂戴しております。

(1)較正基準適合性確認の申請

指定様式により当協会へ申請するとともに対象となる粉じん計5台と同粉じん計の基準器1台の計6台を準備して当協会へお預けいただきます。必要に応じて申請前のご相談はもちろん、申請後のスケジュール等を調整します。

(2)較正基準適合性確認試験

お預かりした基準器1台を含む6台のうち、基準器を除く試験対象の5台について相対濃度計較正業務規程第3条に従い適合性確認試験を実施して適合性の確認をします。

適合の場合

不適合の場合

(3)較正基準適合性試験の結果

指定様式にて当該結果として適合した旨を通知することと併せて成績表を発行します。また、お預かりした粉じん計を返却いたします。

(3)較正基準適合性試験の結果

指定様式にて当該結果として不適合であった旨を通知することと併せて成績表を発行します。また、お預かりした粉じん計を返却します。



適合の場合

(4)その後

当該粉じん計は粉じん計較正基準適合性が確認されましたので、当協会の較正対象機種となります。随時、当協会にて較正申請を受付けいたします。なお、当該較正については別途案内している較正案内書に従い手続き等をお願いいたします。



不適合の場合

(4)その後

当該粉じん計の試験結果、成績表をご確認の上、不明な点等があれば当協会にお問い合わせください。また、その結果から、当該粉じん計を改良すること等により、再度、適合性確認を申請すること等をご検討ください。

3. その他

- ①較正基準適合性確認申請に際しては手数料として216,000円(税込)を頂いております。
- ②当協会は粉じん計較正基準適合性確認試験結果報告書を作成し、粉じん計較正基準適合性確認申請書とともに、当該型式の粉じん計が較正対象である期間の終了まで保存します。